

東アジアの年金制度

——中国，韓国の年金制度改革——

有 森 美 木

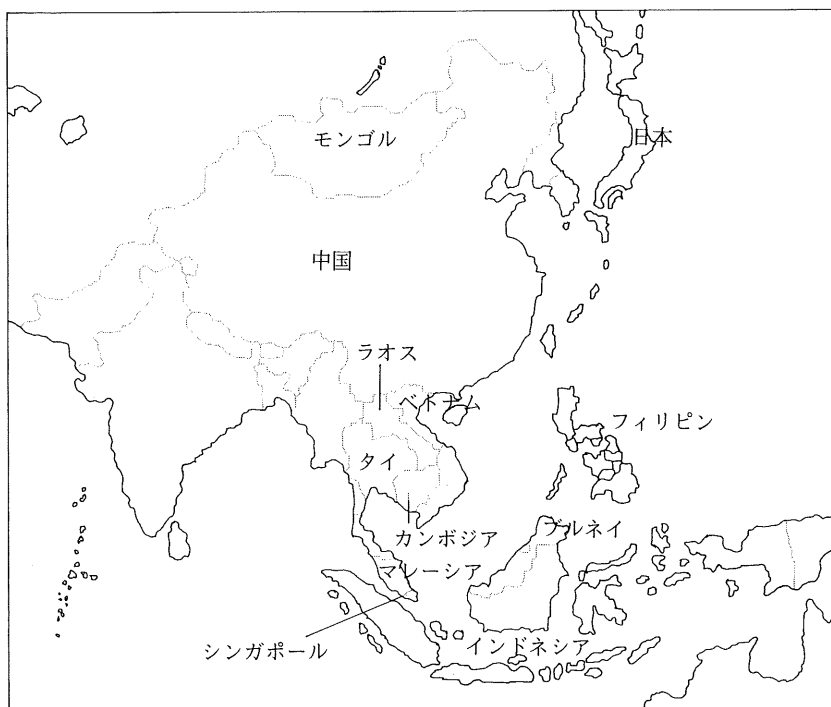
1 はじめに

東アジアの対象国として、狭義では、日本、中国、朝鮮半島を指すが、広義では一部の東南アジアの国も含めてより広範囲に捉えられている。本稿では、中国、韓国、モンゴル、フィリピン、インドネシア、シンガポール、タイ、マレーシア等の東アジア諸国、なかんずく、中華人民共和国（以下、「中国」という⁽¹⁾）、韓国の年金制度改革を検討する。

1990年代以降、先進国では、少子高齢化、年金制度の成熟化を背景に社会保障年金（以下、「公的年金」という）の給付水準を削減する改革が行われてきたが、日本を除く東アジア諸国（以下、「東アジア」という）では、1997-98年の通貨危機を契機に、金融・社会保障制度を再考することが求められた。具体的には、急速な都市化によって、老後の所得保障は従来の伝統的な家族による私的扶養から社会扶養化する必要性が問われ、国によっては、公的年金の適用率が低いという問題を解決することが求められるようになった。現在も、東アジアは概して公的年金制度が未成熟な段階にあり、東アジアの多くの国では、先進国がこれまでに経験してきた経済成長や急速な都市化と、現在の先進国が直

(1) 東アジアの対象国については、例えば、世界銀行 (The World Bank) では、東アジア・太平洋 (East Asia and Pacific) に該当する国・地域として、新興市場諸国 (インドネシア、韓国、タイ、フィリピン、マレーシア)、移行経済諸国 (中国、カンボジア、ベトナム、ラオス、モンゴル)、太平洋島嶼諸国 (パプアニューギニア、フィジー等) を挙げている。

第1図 東アジアとその周辺国



(出所) 外務省 (国名は筆者が加筆)

面する少子高齢化を同時に経験している。

日本との関係に目を向けると、近年、日本と東アジアの結びつきは、経済面、文化面等において急速に強まっている。⁽²⁾年金制度についても、2国間の人的移動の増大を背景に、2005年4月に日韓社会保障協定が発効されている。

(2) 例えば、ASEAN+3 (日本、中国、韓国) は、1997年、クアラ・ Lumpur で開催された ASEAN 30周年記念の首脳会議に日中韓の首脳が招待された形で始まった。その背景には、97年夏に始まったアジア通貨・経済危機を契機に、日本を含む東アジア諸国が地域協力の必要性を強く認識したことがあった。

ASEAN (Association of Southeast Asian Nations, 東南アジア諸国連合) 加盟国：インドネシア、ベトナム、マレーシア、フィリピン、ラオス、シンガポール、タイ、ミャンマー、カンボジア、ブルネイの10カ国

(出所) 外務省：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/>

本稿では、東アジアの年金制度の潮流を把握するとともに、国別の年金制度として、20世紀末に公的年金の整備が行われ、さらに21世紀に入ってから、より充実した老後所得保障に備えるために、企業年金についても整備に向けた動きが見られる、中国と韓国の年金制度を取扱う。

2 東アジアの年金制度の潮流

第1表は、東アジアの人口及びGDP成長率を示したものである。65歳以上人口の割合は3－7％台となっており、韓国、シンガポールでは高齢化社会を指す7％を超えている。平均寿命は東アジアにおいても伸長しており、男は60歳代半ばから70歳代半ば、女は韓国とシンガポールで80歳台となっている。合計特殊出生率は中国、韓国、シンガポール、タイで人口置換水準である2を下回っており、中でも韓国、シンガポールは超低出生率となっている。これらの国のうち、中国とシンガポールでは、人口抑制政策を行ったことが少子化の一因で

第1表 東アジアの人口及びGDP成長率

	総人口 (百万人) (2004年)	65歳以上 人口の割 合 (2000年)	平均寿命 (男) (00-05年)	平均寿命 (女) (00-05年)	公的年金 支給開始 年齢 (2004年)	合計特殊 出生率 (00-05年)	GDP成長 率 (90-03年)
中 国	1,274	6.8%	69.8	73.3	60	1.70	9.6%
韓 国	47	7.4%	73.2	80.5	60	1.23	5.5%
インドネシア	209	4.9%	64.6	68.6	55	2.37	3.5%
マレーシア	23	4.1%	70.8	75.5	55	2.93	5.9%
シンガポール	4	7.2%	76.7	80.5	55	1.35	6.3%
タ イ	61	6.0%	66.0	73.7	55	1.93	3.7%
フィリピン	76	3.5%	68.1	72.4	60	3.22	3.5%
ベトナム	77	5.4%	68.4	72.4	男 60 女 55	2.32	7.5%
モンゴル	2	3.8%	61.9	65.9	—	2.45	-1.3%
日 本	127	17.2%	78.3	85.3	65	1.33	1.2%

(出所) 総人口・65歳以上人口の割合・平均寿命・合計特殊出生率：United Nations Population Division, *World Population Prospects: The 2004 Revision Population Database*

公的年金支給開始年齢（日本、モンゴルを除く）：Social Security Administration (2005)

GDP成長率：The World Bank, 2005 *World Development Indicators*

(3) シンガポールでは、1969年に人口抑制政策を行った結果、人口抑制政策が予想以上に進み、1987年から出産奨励政策へ政策転換が行われた。

東アジアの年金制度

あると考えられる。GDP 成長率（90-03年）は、モンゴルを除いて3-9%と高くなっている。

東アジアでは、現在、先進国が1970-80年代頃より高齢化を問題視したように、高齢化が問題となっている。また、合計特殊出生率の急速な低下により、少子化も問題となっており、シンガポールのように1歳児から児童手当（ベビーボーナス）を提供する等の育児支援も見られるものの、少子化の解決は図られていない状況にある。

1997-98年の東アジア通貨危機の前までは、老後の所得保障は家族による私的扶養に委ねられ、急速な経済成長も相まって、政府は公的年金を十分に提供する動機がなかったと見られている。そのため、広く一般国民を対象とした公的年金が整備されていないか、あるいは、プロビデントファンド（一時払いの強制貯蓄制度）しかなく、第二次世界大戦後に多くの先進国で公的年金に給付建て年金（Defined Benefit, 以下「DB」という）が導入されたのとは異なっていた。プロビデントファンドは、主としてイギリスの植民地政策の一環として導入され、積み立てられた資金を設備投資へ充当することによって、年金制度が経済発展に資することが目的とされた。プロビデントファンには公営の制度（マレーシア、シンガポール）と、民営による強制制度（インドネシア）がある。プロビデントファンドを導入した多くの国では、低所得者等を対象とした無拠出制の社会扶助制度の給付水準が、欧州のそれと比べて低くなっていた。

しかしながら、特に1997-98年の通貨危機からの回復を契機に、人口構造の変化による私的扶養の弱体化、都市化、グローバル化等により、高齢所得保障に関する社会的なリスク管理の必要性が問われるようになった。人口構造の変化については、東アジアでは出生率の低下と平均余命の伸長により、高齢者と生産年齢人口の比が2040年までに27%に達し、この数字を他の地域と比べると、ヨーロッパ・中央アジアを若干下回り、ラテンアメリカ・カリブ海、南アジア、中央及び南アフリカ、サブサハラ・アフリカを上回るものと予想された。⁽⁴⁾ 都

市化については、2030年までにマレーシアやフィリピン等において、総人口に占める都市人口の割合が70%を超えることが予測された。⁽⁵⁾民間部門の労働者に対する公的年金の適用率は一般的に低くなっており、50%を上回るのはシンガポールとマレーシアの2カ国のみで、その他の多くの国では20%を下回っている。⁽⁶⁾また、現在の高齢者に対する年金給付の適用割合も小さくなっており、高齢低所得者向けの社会扶助制度は限定的であるか、扶助制度が全く提供されていない状況にあった。こうした中で、20世紀末に、公的年金制度の整備が検討・実施され（台湾・中国）、また、公的年金の適用対象者を拡大する改革（韓国）が行われた。年金制度体系そのものを変更する改革は、香港や中国といった数カ国に限られており、両国では積立方式の制度を導入する改革を行っている。中国の年金制度体系を変更する改革は、国際機関の一つである The World Bank⁽⁷⁾（世界銀行、以下「世銀」という）の年金政策に沿ったものとなっている。

なお、世銀の年金政策とは、1994年の報告書の中で示された政策である。同報告書では、（1）発展途上国の多くは財政赤字を抱え、赤字の主要部分は公的年金給付支出となっていること、（2）公的年金財政を中長期的に健全なものにする必要性が高いこと、（3）特権階級のみが手厚い給付を約束される一方で、その他の者は、低額の給付または給付がない状況にあり、年金制度を通じて逆進的な所得再分配が行われていること等の実態を踏まえ、3本柱の年金制度を提案した。⁽⁸⁾世銀案には第2の柱に積立方式の年金制度が提案されているが、積

（4） Holzmann, Mac Arthur, and Sin (2000)

（5） Holzmann, Mac Arthur, and Sin (2000)

（6） Holzmann, Mac Arthur, and Sin (2000)

（7） 年金政策を行う国際機関には、労働者の権利として年金制度の創設を提唱し、プロビデントファンドの年金化を推進するILO（国際労働機構）や、インフラ整備の一つとして年金に関する融資を行う世銀等がある。世銀による1984-2004年の年金関連貸付実績は、64カ国・204件となっている。

（8） 世銀が提示した退職後所得保障の3本柱の案は、第1の柱を定額基礎年金（ミーンズテストあり、または、なし）、第2の柱を民営の強制的なDC個人勘定、第3の柱を任意の私的年金・個人貯蓄で構成するものとしている。

東アジアの年金制度

立方式の年金制度は、国の貯蓄率を増強し、年金積立金を投資に充当することを通じて経済成長率を高めることや、人口構造の変化の影響を受けずに年金財政の運営ができるという点で注目が集められていた。⁽⁹⁾ 2005年には、世銀スタッフより、94年の3本柱の体系に新たに2つの柱（0階と4階）を加え、3本柱の体系を拡張した5本柱の年金制度体系が提案されている（Holzmann and Hinz ⁽¹⁰⁾（2005））。

東アジアの年金制度は、世銀によると、プロビデントファンド（インドネシア、マレーシア、シンガポール、バプアニューギニア、ブルネイ、香港等）、市場経済における社会保障型の制度（韓国、フィリピン等）、移行経済における社会保障型の制度（中国、ラオス、ミャンマー、モンゴル、ベトナム等）の3つに分類される。

(9) 94年の世銀案に対し、長年、発展途上国の年金等の社会保障分野のコンサルティングを行ってきた ILO・ISSA（国際社会保障協会）が「危険な戦略」と批判したことを発端に、世銀対 ILO・ISSA 論争（95-96年）が生じた。世銀対 ILO・ISSA 論争では、ILO・ISSA の他に、IMF（国際通貨基金）や OECD（経済協力開発機構）等も世銀案に反論した。ILO は世銀案の対案として、第1の柱は世銀案と同じ、第2の柱は国営の強制の賦課方式のDB、第3の柱は任意のDCを提唱した。世銀とILOの考え方の相違点は、3本柱のうちの第2の柱に見られる。論争のポイントは、①DCは、相互扶助を基本原理とする賦課方式の給付建て制度に置き換わる年金制度として信頼できるかどうか、②年金制度に社会保障制度の役割だけでなく、経済発展の役割をも期待することに対する是非にあった。世銀は94年の報告書の発表当初は、世銀案の通りにワンパターンで制度体系を設計することを勧めていたが、次第に、世銀案とは異なる形であってもいろいろな制度を組み合わせるのが良いというように考え方が柔軟化した。

(10) 5本柱の年金制度体系とは、次の通りである。

階		適用	財源
0	最低保障（ユニバーサル or ミーンズテスト付）	全国民 or 全住民	税（無拠出性）
1	社会保障年金、国営（DB or NDC）	強制	保険料（一部積立）
2	企業・個人年金（DB or DC）	強制	積立
3	企業・個人年金（DB or DC）	任意	積立
4	非公式な支援（家庭）、他の社会プログラム（医療）、他の個人の金融・非金融資産（住宅）	任意	積立、非積立

2.1 プロビデントファンド

プロビデントファンドは拠出建て（Defined Contribution, 以下「DC」という）の制度で、拠出と給付の関係が非常に強い制度である。成熟したプロビデントファンドがある国は、インドネシア、マレーシア、シンガポールであり、同制度を比較的最近導入した国としてパプアニューギニア（1980年）、ブルネイ（1993年）、香港（2000年）がある。東アジアにおける同制度の特徴として、運用対象が国内債券に限定されている等の運用規制があること⁽¹¹⁾、前述の通り経済政策の一環として導入されており、老齢所得保障を目的とされていないこと等が挙げられる。プロビデントファンドの所得代替率は、インドネシア10%、マレーシア20-25%、シンガポール20-30%、香港30-40%と低くなっている。

2.2 市場経済における社会保障型の制度

市場経済における社会保障型の制度とは、DB、賦課方式の制度である。DB制度が導入されている国は、中国（旧制度は1951年、現制度は95・97年）、フィリピン（1957年）、韓国（1988年）、タイ（1998年）となっており、導入時期が国によって異なっている。これらの国ではDB制度の導入時期が異なるものの、概して適用率が低いことや、韓国やフィリピンでは積立金を保有しているものの、将来的な年金財政は赤字になるものと予想されていること等の点で共通の課題を抱えている。DB制度の所得代替率は、タイでは15%と低いが、韓国は60%、フィリピンは89%と高くなっている。これらの国の制度は、適切な給付と負担のバランスを考慮せずに設計されているため、改革をすぐに行わず現行制度を維持する場合、15-20年以内に年金財政の収支がマイナスになるといふ指摘も見られる。

2.3 移行経済における社会保障型の制度

(11) こうした運用規制によって分散投資ができない結果、運用リターンが低いという見解がある（世銀等）。

東アジアの年金制度

移行経済圏では、早期退職者の急増や、早期退職者への給付が過去の拠出実績と比べて寛大となっており、拠出と給付の間に乖離があること等が問題となっている。中国とモンゴルでは、早期退職制度の利用等によって給付費が増大する一方で、失業率の増大等によって十分な保険料収入が得られないため、公的年金財政の悪化が問題となっているという指摘もある。なお、同じ移行経済に属するポーランドやハンガリーでは、みなし拠出建て制度（Notional Defined Contribution, 以下「NDC」という）を導入する改革が行われているが、モンゴルと中国の DC 制度は実態的に拠出と給付の関係が明確になっていないこと等により、⁽¹²⁾ 偽物の NDC と指摘されることもある。

3 中国の年金制度

3.1 中国の概要

中国は、1966－76年の毛沢東による文化大革命の終焉後、鄧小平による社会主義計画経済から社会主義市場経済への移行（改革開放への転換）が図られ、⁽¹³⁾ 国有企業（State-Owned Enterprises, 以下「SOE」という）改革が進められた。その結果、中国は高い経済成長を遂げるに至った。中国の経済成長率は、1980－90年代で年率平均約14%となっており、2004年の GDP は1兆6,493億ドルで、アメリカ、日本、ドイツ、イギリス、フランス、イタリアに次いで第7位となっ⁽¹⁴⁾ ている。

このように、SOE 改革は高い経済成長をもたらす一方で、急速な都市化、⁽¹⁵⁾ 国有企業におけるリストラと深刻な失業問題をひきおこし、さらに都市化は農村

(12) Holzmann (2005)

(13) SOE 改革は1980年代より進められ、1993年、所有と経営を分離し、「国営企業」を「国有企業」に改めることが憲法で定められた。

(14) 世界銀行：

<http://siteresources.worldbank.org/DATASTATISTICS/Resources/GDP.pdf>

(15) 生活保護に該当する最低生活保障制度は、1999年「都市住民最低生活保障条例」の施行によって、都市部において導入されている。この条例により、都市部の者に

部と都市部の経済格差の拡大と高齢化をもたらした。⁽¹⁶⁾ 都市部と農村部の平均年間可処分所得の格差は2-3倍、1人当たりのGDPの格差は最大約12倍となっている。労働・社会保障部が2001年8月に公表したレポートによると、都市部における扶養率（=加入者／受給者）は、1990年5.4、1995年3.9、2000年3.3と低下傾向にある。

以下では、中国の年金制度を把握するために必要な社会経済政策について3点確認する。

（1）経済政策の転換と社会保障制度

1970年代末から行われた、経済政策の転換とともに社会保障制度改革も進められた。社会主義市場経済体制では、社会の階層分化を防止し、ともに豊かな社会を実現するという観点から社会保障制度の確立が必要とされた。⁽¹⁷⁾ 社会保険の掛金については、従来の全額企業負担から、従業員にも一部負担を課し、国・企業・従業員の3者で負担するシステムが構築された。さらに、社会保障制度

対する最低生活水準が定められている。最低生活保障制度は、一時帰休者への給付、あるいは、失業給付に該当しない者に対して適用される。失業保険は1998年12月「失業保険条例」の成立によって導入され、都市部の従業員が適用対象とされている。失業保険の給付については、地域ごとの行政によって決められるが、各地域の最低生活水準より高く、各地域の最低賃金より低くなるように定められる。また、失業給付の給付期間は、最長24ヶ月（2年）とされている。各種給付を比較すると、給付が低いものから、「最低生活保障費（小都市では最低70元／月、先進地域では200-250元）」、「一時帰休者（レイオフ）に対する生活費（生活基本給として270-320元を3年間保障、給料よりも低い額）」、「失業保険（最低生活保障費の120-150%を2年間支給）」、「年金給付」となっている。

(16) 中国の農村部においても、経済格差が拡大している。また、農村部の中にも、浙江省、江蘇省、広東省等の沿海部では、都市部よりも豊かな地域がある。

(17) (社)中国研究所(2001)によると、「社会主義市場経済体制」とは下記の基本的枠組みを持つ経済制度を指すと述べられている。

- ① 公有制を主体とした多種経済
- ② 市場の基礎的な資源配分機能
- ③ 全国統一の開放的市場体系とマクロコントロール体系
- ④ 効率・公平な所得再分配と共同富裕
- ⑤ 多元的な社会保障制度による社会安定

東アジアの年金制度

は、21世紀の中国の新経済体制の3本柱（市場経済、マクロコントロール、社会保障制度）の一つとして位置づけられた。

（2）人口抑制政策と中国の人口構造

中国では、1979年1月より「一人っ子政策」が実施されている。「一人っ子政策」の内容は、「晩婚」、「晩産」、「少生」、「稀」等となっている。出生率の推移を見ると、1963年4.337、1990年2.106、2004年1.229と低下している。2004年について、地域別に見ると代表的な都市部地域である上海（0.600）、北京（0.610）等では1を下回っており、都市部ほど出生率が低くなっている。

第2表 中国の一人っ子政策の概要

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・晩婚：法定婚姻年齢（男子25歳以上、女子23歳以上）の制定・晩産：女性は24歳を過ぎてから出産すること・少生：出生数の抑制（夫婦1組につき子供1人。ただし第1子が女子の場合は第2子の出産が認められる）・稀：出産期間を3－4年あけること |
|---|

平均余命は医療の改善等によって伸長し、急速な高齢化が進んでいる。国家統計局によると、平均寿命の推移は、1990年は男66.84歳、女70.47歳であったが、2004年は男77.4歳、女82.0歳となっている。多くの OECD 諸国では、総人口に占める60歳以上人口の割合が9%から18%へと2倍になるのに約100年かかっているが、中国は今後30年で1990年代の OECD 諸国レベル（18%）に到達し、急速に高齢化が進むことが予想されている。

中国の人口構造の変化を地域別に見ると、都市部は少子高齢化、農村部では人口置換水準を上回る出生率が維持される一方で長寿化が進行しているという多子高齢化が生じている⁽¹⁸⁾。しかしながら、農村部の子供が都市部へシフトすると農村部も高齢化が進むため、30－40年後は農村部においても少子高齢化が進むことが予想される。

（3）戸籍制度

(18) 沙（2002年）

都市部と農村部の違いは戸籍制度にある。中国では1958年に戸籍制度が導入され、国民は都市戸籍を持つ者と農村戸籍を持つ者に分けられている。農村戸籍を持つ者が都市部へ移転するには審査や手続きが必要とされており、移住の審査の基準は緩和されてきているが、依然として自由に移住することはできない状態にある。

中国政府が公表した統計によると、2004年の総人口は12億9,988万人、このうち都市部人口は5億4,283万人、農村部人口は7億5,705万人となっている。ただし、実際には、農村部から都市部へ流れようとする流動人口が存在すると見られている。⁽¹⁹⁾

なお、中国の現在の年金制度は、一部の農村部を除き、ほとんどが都市部人口向けのものに限定されているため、以下では、都市部における年金制度を取り扱う。⁽²⁰⁾

3.2 沿革

(1) 1951-65年 全国統一の年金制度の創設

中国は1949年10月に国家の成立が宣言され、1951年の「中華人民共和国労働保険条例」の公布によって、全国統一の年金制度（養老保険制度）の基本的な枠組みが整備された。計画経済体制の中で創設されたこの制度は、旧ソビエトの社会保障制度をモデルとしており、従業員拠出がない点や、社会保障制度というよりも国が福利厚生費を義務的に支出する制度となっている点が特色である。⁽²¹⁾

(19) 2000年の総人口、約12億7,000万人のうち、都市部人口は3-4億人、農村部人口は7-8億人、流動人口は約9,000万人と見られている。

(20) 民政部が1992年に公布した「農村社会養老保険の基本案（試行）」によって、一部の農村部においても、年金制度（個人勘定制度のみ、拠出の大部分は個人負担）の実施が試行されている。

なお、日本は政府開発援助（ODA）として、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて農村部の年金制度について調査を行っている。調査は農村部に年金制度を整備することを目的としている。

(21) 財団法人自治体国際化協会（北京事務所）（2003年）

東アジアの年金制度

る。この制度への適用対象者は国営企業の従業員等に限定されていたが、1955年に「国家機関職員退休処理に関する暫行弁法」及び「国家機関職員退職処遇に関する暫行弁法」により、国家機関等を対象とする職員の年金制度が創設された。こうして、都市部に国営企業の従業員と国家機関等の職員に対する2つの年金保険制度が確立したが、1958年の「企業従業員・政府機関職員の退休に関する暫定規定」によって、これらの制度が統合された。

(2) 1966-76年 文化大革命期における社会保障制度の衰退と企業保険化
1966-76年の文化大革命の間は、その社会像が社会保障制度を批判・破壊するものであったため、社会保障制度の解体が余儀なくされ、全国統一の年金制度は企業保険化された時期である。

1969年に、保険料の徴収・年金給付を全国統一に管理・運営していた中華全国総工会が廃止され、年金保険の保険料徴収と年金給付が一切行われなくなった。このような状況に対し、同年財務部から出された「国営企業財務活動の制度改革に関する意見書」によって、全国統一の年金制度は国営企業等の企業ごとの老齢年金保険へ移行され、国営企業自身が年金保険の管理・運営を行うことになった。

(3) 1978年-現在 社会保障改革期：社会保障としての年金制度

文化大革命後、1978年の「労働者退休、退職に関する暫定弁法」によって、主に国営企業を適用対象に年金制度の実施・改正が行われ、1986年には「国営企業において労働契約制を実行する暫定規定」が発行され、保険料負担について、従来の全額企業負担から、企業、個人、国家の3者負担制が導入された（企業15%、従業員3%）。こうした制度改革がなされたものの、実態としては企業年金保険のままであったとされている。その後、適用対象が、1984年から集団部門の従業員、1988年から私営企業の従業員へ拡大されたが、年金制度等の保険の提供を強制される国営企業等は、これらの強制がない外資企業等、他の形態の企業と比べて競争上不利になり、「企業保険」から「社会保険」への転換が求められるようになった。

1991年に「企業従業員の養老保険制度改革に関する国務院の決定」が公布され、国営企業ごとの年金制度は、省などの地域ごとに設けられた年金保険基金（Social Pooling Fund）が管理運営を行う制度へ変更された。これにより、年金保険料は地域ごとに社会プール化されるようになった。

1995年に国務院からガイドライン「企業従業員の養老保険制度改革を進化することに関する通知」が公布され、賦課方式と積立方式（個人勘定）を組み合わせた新制度が導入された。この年金制度は、前述の通り、世銀が1994年に発表した報告書で推奨した制度体系の理念に合うものとなっている。また、このガイドラインにより、運営機関、制度創設の手続き、拠出・給付水準などが明確にされた。

1997年には、国務院から「統一した企業従業員の基本養老保険制度の確立に関する決定」が公布され、企業と従業員個人の保険料率の段階的統一、個人勘定へ充当する保険料率の統一（11%）等が行われた。97年の年金改正は、同年に世銀から出された報告を受けて行われたものである。報告では、緊急の課題として国有企業の負担、長期的な課題として急速に進む高齢化を挙げ、将来の高齢化や経済変動を想定し、91年に採用した新制度の維持可能な保険料率を推計している。

賦課方式の制度の保険料の徴収・年金給付を行う年金保険基金の財政状況が悪化したことを背景に、2006年1月より、企業拠出の一部を個人勘定へ充当することを廃止し、企業拠出は全額1階賦課方式の制度に充当することとされた。

3.3 現行制度の概要

公的年金の適用対象者は、都市部の被用者及び自営業者（地域によっては任意加入）⁽²²⁾である。2003年末の加入者数は1億1,646万人、受給者数は3,860万人

(22) 2001年12月より、農村部から都市部へ移住した労働者に対しても、都市部の労働者と同じ年金給付の資格が与えられるようになった。なお、これらの労働者は、従来は、2階の個人勘定に積み立てたものを一時金として受け取ることはできな

東アジアの年金制度

である。なお、年金制度は一部の農村部を除いて都市部に限定されているため、総人口に占める適用割合は30-40%程度である。

3.4 給付

老齢給付は、95・97年改革による新制度実施後に就業し、加入年数が15年以上（「新人」）の場合、1階の賦課方式部分の給付は、地域の平均月給（基本給）に基づいてほぼ一律に算定されており、所得再分配機能がある。2階の積立方式の部分、個人が積み立てた残高を10年間で均等に取り崩すこととなっている。給付水準は1階と2階をあわせて、基本給の60-80%程度である。新制度発足前の旧制度に適用されるものは、定額給付を受け取り、給付水準は、勤続年数により、退職時の賃金総額の60-80%となっている。

第3表 「新人」「中人」「老人」の老齢給付

「新人」（新制度実施後就業、加入年数15年以上の者） 毎月前年度地区平均月給（基本給）の20%+個人年金勘定残高の1/120 「中人」（新制度実施前就業、新制度実施後退職、加入年数15年以上の者） 新人の給付に加えて、移行期給付が支給される。 「老人」（新制度実施前に退職した人）
--

遺族給付は、1階部分より、残された扶養家族の人数に応じて、死亡した加入者の最終月給の6-12ヶ月分、2階部分より個人勘定の残高がそれぞれ一時金で支給される。障害給付は、1階部分より、前年度地区平均月給の40%が支給される。

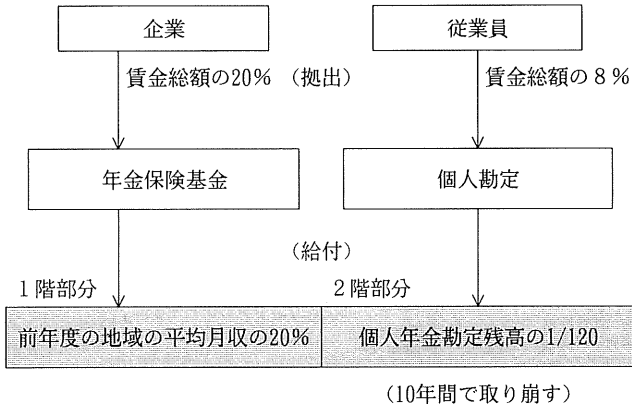
支給開始年齢は、男子及び専門職女子60歳、非専門職被用者女子55歳、その他女子50歳である。ただし、鉱山従事者等で、累積勤続年数が国の関連規定に合致する場合は、男子55歳、女子45歳で定年退職とされる。老齢年金の受給要件は、上記年齢要件に加えて、15年以上の加入期間があることが要件とされている（経過措置あり）。

かった。

3.5 負担，財源

財源は、被用者の場合は企業と従業員が負担する保険料である。保険料率は地域によって異なるが⁽²³⁾、ガイドラインが定める保険料の拠出上限は、賃金総額（基本給+諸手当）⁽²⁴⁾の28%（企業20%，従業員8%）である。2005年12月までは企業負担の一部が個人勘定へ充当されていたが、賦課方式部分の保険料の徴収・給付を行う年金保険基金の年金財政の悪化を背景に、2006年1月より企業負担は全額賦課方式部分に充当されることとなった⁽²⁵⁾。

第2図 中国年金制度の拠出と給付の仕組み



(注) 2006年1月より、企業の個人勘定への拠出を廃止。

(23) 地域によって基準が異なっているのは、地域ごとに年金制度への加入者数、受給者数が異なるため、保険料率や給付率は地域の実情に合わせて決定することとされていることによる。

(24) なお、給付は平均月給（基本給）ベース、保険料は賃金総額（基本給+諸手当）ベースである点に注意が必要である。中国における基本給は、賃金総額の約54%（1989年）と低くなっている。

(25) 2005年12月までは、28%のうち、17%が1階部分（賦課方式）、11%が2階の個人勘定（積立方式）に振り分けられ、企業負担の一部が個人勘定に充当されていた。また、従業員本人の拠出率は、95年4%、98年より2年ごとに1ポイントずつ引上げ、最終的に8%まで引上げられることとされ、従業員の拠出率の引上げに応じて、企業の繰り入れる部分は1ポイントずつ引下げられていた。

東アジアの年金制度

自営業者の保険料率も地域によって異なるが、地区平均月給の10—20%となっており、このうち12%は1階賦課方式、8%は2階個人勘定へ振り分けられる。

国家財政は原則として投入されない。ただし、1階賦課方式部分の年金制度を運営する管理費用(社会保険管理機構の人件費を含む)と、人口構造の変化等によって年金保険基金の財政収支が赤字になった場合、政府が赤字部分を補填するという救済措置があり、この点で国は年金制度へ負担を行っている。なお、年金保険基金への補填額は、1998年20億人民元、1999年163億人民元、2000年328億人民元、2001年349億人民元と、年々増加している。

3.6 財政方式、積立金の管理運用

1階は賦課方式、2階は積立方式を採用している。

賦課方式部分の保険料の管理、年金給付を行う年金保険基金では、運用先は、銀行への預金と国債に限定されている。その理由として、中国の金融市場が未発達であることや、年金基金をより安全に運用したいことが挙げられる。なお、企業年金では、後述するように証券投資に関する通知が出されている。

3.7 制度の企画・運営体制

年金制度の企画は労働社会保障部、年金制度の運営は、省など地域ごとに設置された社会保険管理機構が行っている。ただし、省の中で財政状況が著しく異なる場合等には財政状況の異なる地域ごとに財政単位を分けて管理運営することもある。また、前述の通り、賦課方式部分の保険料の管理・給付は年金保険基金が担当している。

なお、旧制度では企業単位で運営がなされており、企業の制度運営状況によって年金がもらえなくなる可能性もあった。一貫性に欠ける運営を是正する目的という点からも、新制度では管理主体が企業から地域へ変更された。

3.8 今後の課題

（1） 公的年金の適用範囲拡大の必要性

中国では、「養児防老」（子を養って老後に備える）・「多子多福」（子が多いほど幸せになる）という伝統的な考え方に見られるように、老後所得保障は私的扶養にゆだねられてきた。しかしながら、一人っ子政策や都市部における高失業に起因する所得格差等により、今後は社会扶養がより必要とされている。現在は、高齢化が急速に進む中で、年金制度への適用対象者のほとんどが都市部の被用者に限定されているが、今後は農村部における年金制度の整備や適用対象の拡充が必要である。また、年金制度における所得再分配機能を今後どのようにしていくかも課題となると思われる。

（2） 年金財政の悪化への対応

1階の賦課方式部分の給付を行う年金保険基金の収支が悪化していることが問題となっている。前述の通り、年金保険基金が赤字になった場合は国家財政による補填制度があるものの、2階の個人勘定がある地域の一部では、個人勘定の資金が1階の賦課方式部分の給付費等に流用され、実際にはお金がない口座もあるという問題が生じている（このような口座は「空帳（くうちょう）」と呼ばれている）。このような年金財政の悪化に対し、2006年より企業負担が全額賦課方式部分に充当されることになった。また、2006年に企業負担の拠出料率を現行の20%から30%へ引上げる改革案が示されているようである。

（3） 企業の保険料負担の高さ

企業の年金制度への拠出率は20%と高くなっている。この他、企業の医療保険、失業保険等の負担を加えると、負担はさらに高くなる。例えば、上海市の社会保険・福祉の企業及び従業員の負担を比較すると、企業負担（63.5%）は個人負担（16%）の約4倍となっている。企業負担の高さを軽減する対策として、従業員拠出を拡大するべきという議論もなされているようである。

（4） 積立部分に対する経済変動の影響

スライド調整のない積立部分は、インフレ等の経済変動の影響を受ける制度

東アジアの年金制度

である。経済成長が進む中で、年金を取り崩す時点で十分な給付が用意できるのか、また、長寿化が進む中で10年均等償却という方法で償却後の生活の備えは十分なのかを検討する必要もあろう。

(5) 社会保障法整備の必要性

年金制度は国务院及び行政機関のガイドラインによって整備されており、全国統一的な社会保障法は公布されていない。ガイドラインでは、法的な拘束力が弱いため、保険料の徴収を強制できず、経営状況が悪い企業だけではなく、経営状況が良い企業においても、保険料を支払うインセンティブがないことから、保険料の滞納・未納が見られることが問題となっている。中国の都市部と農村部では、所得や生活様式の格差が大きいため、全国で統一した社会保障制度の構築は難しく、国としてはガイドラインの設定にとどまっている。しかしながら、中央政府としては、将来的には国家として統一した制度を導入するという目標もあるようである。

(6) 企業年金の拡充

企業年金については、2004年に、企業年金の設立、費用負担、給付、資金管理等を定めた基本法制である「企業年金試行弁法」が施行された。また、同年に、任意の拠出建ての企業年金制度 (Enterprise Annuities: EA) が導入された。EAの特徴は、企業と本人の両者による拠出(合わせて賃金総額の6分の1を上限)を義務付けること、資産残高の30%までは国内株式への投資が認められていること(ただし、外国株式投資は認められていない)、残りの70%は国債や預金といった安全資産へ投資しなければならないこと、ポータビリティが確保されていること等である。

2005年には、企業年金の管理主体の機能と役割分担を明確にした「企業年金基金管理試行弁法」が施行され、投資範囲として銀行預金、国債の他に、その他良好な流動性を持つ金融商品(信用等級が投資級以上の安全性を持つ金融債・企業債、転換社債、投資性保険商品、証券投資基金、株式等)が定められた。

中国では社会保障年金の整備が第一の課題であるが、社会保障年金が整備されている都市部においては、より充実した老後所得保障に備えるために、企業年金の拡充にも注力する必要がある。

4 韓 国

4.1 韓国の年金制度の概要

韓国の公的年金の歴史は軍人・公務員年金に始まり、一般国民を対象とした制度は1988年に導入された。この背景には、朴正熙による軍事政権下（1961－79年）では老後所得保障は家族による扶養に委ねられていたが、通貨危機や高齢化等を背景に社会扶養が求められてきたことが挙げられる。

また、企業においては、従来は退職一時金のみで企業年金制度はなかったが、2005年に企業年金制度として、DB制度とDC制度が同時に導入され、公的年金の上乗せの制度が制度的に整備されたところである。

4.2 沿革

韓国の公的年金の歴史は、戦没軍警傷痍軍人年金法（1952年）、公務員年金法（1960年）、軍人年金法（1963年）といった軍人・公務員年金の導入に始まる。1975年には私立学校教職員年金、92年には別定郵便局職員年金が導入された。これらの4制度は、まとめて特殊職域年金と呼ばれている。

朴正熙による軍事政権下（1961－79年）では、公的年金の適用対象者が特定の職域の者に限定されており、一般国民を対象とする制度はなかった。その理由として、当時は農業中心の社会で私的扶養が機能していたこと等が挙げられる。

一般国民を対象とする年金制度については、まず、1973年に国民福祉年金法が制定され、74年に施行される予定であったが、第1次オイルショックによって施行が無期延期とされた。国民福祉年金法案の策定前に保険社会部から出された基本要綱には、基本方針として、年金制度が第一に老齢、廃失及び死亡に

東アジアの年金制度

備えること、第二に投資財源を確保し、これを生産活動に運用することにより、経済開発を促進し雇用機会を拡大すると同時に、福祉施設を拡充することが指摘⁽²⁶⁾されている。また、年金制度の発足という政策効果として、社会保障制度の基盤の確立、平均賃金水準以下の低所得者に対する基本生活保障、国民連帯意識の高揚、年金財源の経済開発（とりわけ社会福祉施設の拡充）への適用の4点⁽²⁷⁾が掲げられている。

1980年代になると民主化に伴う社会保障制度の拡充が行われ、1986年に国民年金法が成立し、86年に施行された。国民年金の適用対象者は、当初は国庫負担が困難であることより、保険料の支払能力が比較的ある従業員10人以上の事業所の被用者に限定されていた⁽²⁸⁾が、92年に従業員5人以上の事業所の被用者に適用対象者の拡大が図られた。95年に農漁民・農漁村地域の自営業者及び適用事業所で働く外国人が適用対象者とされた。98年の国民年金法改正を受けて、99年より、適用対象者は、都市地域の自営業者、従業員5人未満の事業所の被用者、無業者、外国人に拡大され、国民年金は、被用者と自営業者を包括する制度となった。

前述の98年国民年金法改正は、国民年金基金の財政安定化を目的としており、適用対象者の拡大や離婚時の年金分割制度の導入⁽²⁹⁾の他、給付水準の引下げ（40年加入者の所得代替率を70%から60%へ引下げ）、支給開始年齢の段階的な引上げ（60歳から65歳へ、2013年から2033年にかけて5年毎に1歳ずつ引上げ）、5年に1度の財政再計算の導入（2003年施行）が行われた。

2000年の国民年金法改正では、97年の通貨危機による景気低迷を受けて、基本⁽³⁰⁾年金算定基準における所得の定義の変更が行われ、景気変動等による年金額

(26) 片桐（2005年）

(27) 片桐（2005年）

(28) 許・角田（2003年）

(29) 離婚時の年金分割制度によって、婚姻期間5年以上の夫婦が離婚する場合、婚姻期間の年金額を夫婦で均等に分割して受け取ることが可能となった。

(30) 基本年金額算定基準における所得の定義は、年金受給前年度の平均所得月額か

の大幅な変化を緩和する措置が講じられた。また、国民年金の納付例外者の拡大措置⁽³¹⁾がとられた。

4.3 現行制度の概要

国民年金の適用対象者は、原則、国内に居住する18歳以上60歳未満の国民で、強制加入となっている。適用除外者は、公務員年金・軍人年金・私学年金・別定郵便局職員年金の加入者・受給者及びその配偶者で所得がない者、国民年金の加入者・受給者の配偶者、国民基礎生活保障法による受給権者である。なお、18歳以上27歳未満の無所得者（学生、兵役中の者等）は納付例外者とされ、納付例外とされた期間は国民年金の加入期間として算定されない。

2004年12月現在の総加入者数は1,707万人、受給者数は76万人である。

4.4 給付

給付の種類は、老齢、遺族、障害である。老齢給付は制度が発足して間もないこともあり、加入期間が短い者を対象とした給付等がある。老齢年金の給付には、完全、減額、在職者、早期、分割、特例があり、20年加入を満たす者（完全老齢年金受給者）が現れるのは2008年以降である。

給付は、基本年金額と加給年金額で構成される。基本年金額の給付算定式は、全加入者の平均所得月額が反映される均等部分（次式第1項）と、生涯平均所得月額が反映される報酬比例部分（次式第2項）を足し合わせたものである。基本年金の所得再分配機能は均等部分にあるといえる。加給年金額は、被保険者の年金受給権取得後、被保険者によって生計が維持される配偶者（年間17万7,750ウォン）、18歳未満または2級以上の障害を持つ子（年間11万8,500ウォン/人）、60歳以上または2級以上の障害を持つ父母（年間11万8,500ウォン/

ら、年金受給前過去3年間の平均所得月額に変更された。

(31) 国民年金の納付例外となる無所得者の対象年齢が、23歳未満から27歳未満に引上げられた。

東アジアの年金制度

人) に支払われる。

第4表 基本年金額の算定式

$\begin{aligned} \text{基本年金額} &= 1.8 \times (A + B) \times (1 + 0.05n) \\ &= \{1.8 \times A \times (1 + 0.05n)\} + \{1.8 \times B \times (1 + 0.05n)\} \end{aligned}$ <p>A : 年金受給前3年間の全加入者の平均所得月額 B : 生涯平均所得月額 N : 20年超超過年数</p>

給付水準は、40年加入かつ平均所得の者の場合で従前所得の60%となってい⁽³²⁾る。給付の実質価値は、消費者物価スライドによって維持されている。また、

第5表 老齢年金の給付種類別受給要件・給付水準

	受給要件		給付水準
	加入期間等	支給開始年齢	
完全	20年以上加入	60歳(船員・鉦夫は55歳)	基本年金額×100% + 加給年金額 (加入期間が20年を超えると超過年数1年毎に基本年金額の5%を加算)
減額	10-20年未満加入	60歳	基本年金額×47.5-92.5% + 加給年金額
在職者	10年以上加入	60-65歳未満 かつ稼得所得がある者(船員・鉦夫は55-60歳)	基本年金額×50-90% + 加給年金額
早期	10年以上加入	55-60歳未満 かつ所得のない者	早期受給1年毎に減額率6%
延期			延期受給1年毎に増額率6%
分割	配偶者が年金受給権を取得	60歳	婚姻期間相当老齢年金額÷2
特例	98年1月1日、95年7月1日時点で45歳以上の者、及び、99年4月1日時点で50歳以上の者で、加入期間5年以上の者		基本年金額×25% + 加給年金額 (加入期間が5年を超えると超過年数1年毎に基本年金額の5%を加算)

(出所) 許・角田 (2004), 財団法人年金総合研究センター (2005) をもとに作成

(32) 給付水準60%は、被保険者の生涯平均所得月額(B)が全加入者の平均所得月額(A)と同額(A=B)の場合、基本年金額=1.8×(B+B)×(1+0.05×(40-20))=

第6表 所得階層別，所得代替率（所得に占める年金額の割合）

所得階層	0.5A	1A	1.5A	2A	2.5A
20年加入者	45%	30%	25%	22.5%	21%
40年加入者	90%	60%	50%	45%	42%

A：平均所得

（出所） The Korean Institute for Social Insurance

第7表 加入期間別，減額年金の給付水準

加入期間	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
代替率	47.5%	52.5%	57.5%	62.5%	67.5%	72.5%	77.5%	82.5%	87.5%	92.5%

（出所） 国民年金管理公団

基本年金額と加給年金額をあわせた年金給付額には最高限度額⁽³³⁾が設定されており，これにより，経済活動から得た所得よりも給付額を低くすることで早期退職を防止することを目的としている。

支給開始年齢は60歳（船員・鉱夫は55歳）であるが，2013年より65歳へ段階的に引上げられることになっている。老齢年金の受給要件には年齢と加入期間があるが，これらの要件は給付の種類によって異なる。

障害年金は障害の程度に応じて，遺族年金は加入期間に応じて給付水準が異なる。

4.5 負担，財源

主な財源は保険料である。国民年金の保険料率は，事業所加入者は9%（労使折半），地域加入者9%（全額本人負担），任意加入者9%（全額本人負担）である。保険料及び給付の算定の基礎となる標準報酬月額は，1級（22.2万ウオ

0.6Bとなることから求められる。

(33) 最高限度額は，次のうち，いずれか大きい方が適用される。

- ① 最終5年間の標準報酬月額について，年度別再評価率を適用して再算定し，合算後に加入期間で割った平均額。
- ② 総加入期間中の標準報酬月額について，年度別再評価率を適用して再算定し，合算後に加入期間で割った平均額。

東アジアの年金制度

ン) から45級 (360万ウォン) までである。国庫負担は、事務費や95年以降の農業・漁業者の保険料の3分の1に限定されており、財源として基本的に付加価値税が充当されている。

2004年12月現在の国民年金基金の収入は155.5兆ウォン (18.7兆円, 1ウォン=0.12円) で、このうち保険料収入が71.3%, 運用収益が28.6%, 国庫負担0.1%, その他0.0%となっている。

4.6 財政方式, 積立金の管理運用

国民年金基金の収支は黒字となっており、収支差は高齢化のピークに備えて積み立てられている。2004年12月現在の運用残高は133.3兆ウォンである。運用先の内訳は、国債の運用を行う「公共部門」(4.8%), 福祉施設の建設・運営及び加入者への融資等を行う「福祉部門」(0.3%), 債券・株式等の運用を行う「金融部門」(94.7%), その他の「その他部門」(0.3%) である。金融部門への投資の内訳を見ると、国内債券が中心であるが、外国債券, 国内株式, 外国株式,

第8表 国民年金基金の運用状況 (単位: 億ウォン)

	1998.12	1999.12	2000.12	2001.12	2002.12	2003.12	2004.12
国債 (公共部門)	267,951	318,573	345,114	307,847	301,989	152,512	63,770
福祉事業・還元融資等 (福祉部門)	14,385	9,899	7,160	6,325	5,259	4,397	3,752
債券・株式等 (金融部門)	92,310	141,450	253,873	442,232	620,489	965,770	1,261,851
国内債券	68,072	100,135	198,933	385,219	562,433	882,054	1,107,864
外国債券	-	-	-	691	1,696	5,859	39,691
国内株式	11,722	24,068	34,082	39,297	49,515	69,451	98,006
外国株式	-	-	-	-	900	1,500	3,300
定期預金	3,113	1,541	2,100	-	-	-	5,500
代替投資	-	-	-	-	455	2,450	4,378
ベンチャー投資	-	-	-	-	455	1,698	2,380
短期資金	9,403	15,706	18,758	17,025	5,490	4,501	3,112
その他 (その他部門)	2,376	3,472	2,551	2,687	2,816	2,998	3,396

(出所) 国民年金管理公団

(34) 公的部門への投資資金は、従来は公共資金義務預託等を通じ、公共事業に充当されていたが、98年改正によって廃止された。

代替投資等も行われている。運用状況を時系列で見ると、金融部門への投資額が年々増大していること、外国投資は最近始められていること（外国債券は2001年、外国株式は2002年）等が分かる（第8表）。

なお、軍人年金、公務員年金の年金財政は赤字となっている。⁽³⁵⁾

4.7 制度の企画・運営体制

年金制度の企画は、保険福祉部が行っている。国民年金の保険料の管理運用は、国民年金管理公団に委託されている。

4.8 今後の課題

（1） 自営業者の所得把握の問題

国民年金は自営業者と被用者を包括する制度である。保険料の徴収を行う国民年金管理公団は、国税庁が持つ個人の所得情報のかなりの部分と、国税庁が保有していない財産の情報を保有しているものの、自営業者は所得を過少に申告する傾向があり、所得把握をどのように強化するかが課題となっている。過少申告を行う理由として、国民年金は高所得者から低所得者への所得再分配が強く働くこと等が挙げられている。

（2） 将来の年金財政への懸念

前述の通り、国民年金の財政は、現在は黒字である。しかしながら、急速に進む少子高齢化や、2008年に20年加入者（完全給付を受け取る者）が出ることによって、年金給付額が急増し、国民年金基金の財政が悪化することが懸念されている。2003年の財政再計算では、現在の保険料率を維持した場合、2036年から単年度収支赤字、2047年に積立金が枯渇するという試算結果が示された。これに対し、保険料率を引上げる等の改革案が出されており、今後も、保険料率の引上げの他に、給付水準の引下げ、国庫負担の増大等の改革が求められる

(35) 公務員年金の財政赤字の要因の一つとして、97年の公的部門の構造調整による公務員退職者の増大が挙げられる。

東アジアの年金制度

ことが考えられる。

(3) 受給要件を満たさない高齢者への取扱い

国民年金制度は発足して間もないため、前述のような加入期間が短い者を対象とした給付が用意されているものの、加入期間について受給要件を満たさない者や、制度発足時に既に高齢（60歳以上）であったため制度に加入できない者がいる。98年には、高齢者向けの扶助制度（無拠出制）として敬老年金が導入され、敬老年金の受給者は高齢者全体の約19%を占めるとも言われている⁽³⁶⁾。しかしながら、敬老年金の給付額は2002年現在月額5万ウォン（6000円）と非常に低くなっている。

現在の国民年金制度と扶助制度である敬老年金は、現在の高齢者の所得保障に対して必ずしも十分とはいえない状況にある。受給要件を満たさない高齢者については、無拠出制の給付を充実させる必要があると思われる。

(4) 企業年金制度のさらなる整備の必要性

企業年金については、従来は民間正規職員対象の強制加入の企業退職金（一時金）制度しかなく、企業年金制度がなかったが、2005年12月の勤労者退職給付保障法により、DB制度とDC制度が導入された。これにより、企業はDB制度、DC制度を選択することができるようになったが、これらの制度には税制優遇がないことや、DB制度では40%まで社内引当てが認められている一方でDC制度は100%外部積立となること等により、制度を導入するインセンティブが低いという指摘もある。公的年金の上乗せの制度として企業年金制度を普及させるために、今後は税制優遇を行うかどうか論点の一つとなりうると思われる。

5 おわりに

本稿では、東アジアの年金の潮流を概観し、国別の制度として、近年、公私年金制度改革が進む中国と韓国の年金制度を把握した。これらの検討結果から、

(36) 韓国社会科研究所（2002年）

東アジアの年金制度について、次の点を指摘することができると思われる。

- (1) 東アジアでは、少子高齢化、私的扶養の弱体化により、公的年金制度の整備、拡充が認識され始めた段階にあるため、十分な所得保障が提供されているとはいえない状況にある。公的年金制度に十分な加入期間を持つことができない高齢者や低年金者等へは、年金制度、扶助制度に係らず、国の財政負担による所得保障を行うことが必要であると思われる。そのためには、社会扶養が求められる中で、国家が老後所得保障へどの程度係るべきなのかを検討することが求められている。
- (2) 現在は公的年金制度が未成熟であるが、少子高齢化が進展する中で、長期的に持続しうる制度であることが必至である。
- (3) プロビデントファンドやDC制度は、同制度を通じた所得再分配が提供できないことや、インフレへの対応ができない等の弱点がある。先進国では公私年金制度の中で積立方式の要素を部分的にどのように入れるかが今日の課題であるが、プロビデントファンドやDC制度しかない国では、公的年金に賦課方式の要素を取り入れられるかどうかを検討課題になるとと思われる。
- (4) プロビデントファンドやDC制度については、積み立てられた資金をどのように年金につなげるかが問題となるが、年金化は先進国と共通の問題である。積み立てられた資金が老後所得保障としてそもそも不十分である場合や、平均余命の伸長によって従来以上の年金資産原資が必要とされる場合は、短期的な措置として住宅等の年金以外の資産の現金化、長期的な措置として保険料の引上げ等を検討していく必要がある。
- (5) 公的年金の整備が第一の課題であるが、中国や韓国のように、公的年金の上乗せの制度である企業年金の拡充にも取り組む動きが見られる。公私年金制度を組み合わせる老後所得保障に備える方向性は、いわゆる Multi-pillar の年金制度体系という考え方に沿うものであり、リスク分散という観点からは望ましいと言える。また、少子高齢化が進展する中で、先進国と同様に、年金・貯蓄を推進するための税制優遇を講じる等の自助努力による老

後所得保障を確保することも必要である。

<参 考 文 献>

- Holzmann, Robert (2005) *Pension Reform: Issues and Prospects of Non-Financial Defined Contribution (NDC) Schemes*, International Conference on Social Security, Singapore, July 14 and 15. 2005.
- Holzmann, Robert and Hinz, Richard (2005) *Old Age Income Support in the 21st Century*, The World Bank.
- Holzmann, Robert, Mac Arthur, Ian W. and Sin, Yvonne (2000) *Pension Systems in East Asia and the Pacific: Challenges and Opportunities*, Social Protection Discussion Paper Series, The World Bank, 2000.
- Social Security Administration (2004), *Social Security Programs Throughout the World: Asia and the Pacific*, 2004.
- The Ministry of Labor and Social Security (2001), *Workshop on Occupational Pensions in China, Co-organised by OECD and MOLSS, Summary Record*, Beijing, China 25-26 October 2001.
- The World Bank (1994), *Averting The Old Age Crisis*, The World Bank, 1994.
- The World Bank (1997), *China 2020 Series, Old Age Security*, The World Bank, 1997.
- 有森美木 (2006年)「公的年金の国際的潮流」日本年金学会 [編]『持続可能な公的年金・企業年金』ぎょうせい
- 有森美木 (2005年)「中国の年金制度」『年金と経済』第24巻第3号, 財団法人年金総合研究センター
- 片桐由喜 (2005年)「韓国・社会保障法制の基盤形成過程——所得保障制度を中心に——」『商学討究』第56巻第1号, 小樽商科大学
- 金子能宏・何立新 (2003年)「中華人民共和国の社会保障」広井良典・駒村康平 [編]『アジアの社会保障』東京大学出版会
- 韓国社会科学研究所社会福祉研究室 (2002年)『韓国の社会福祉』新幹社
- 許棟翰・角田由佳 (2003年)「韓国の社会保障」広井良典・駒村康平 [編]『アジアの社会保障』東京大学出版会
- 沙銀華 (2002年)「中国社会保障の生成と展開に影響を与える5つの要因に関する考察」『所報』Vol. 24, ニッセイ基礎研究所
- 財団法人自治体国際化協会 (北京事務所) (2003年)「中国の年金制度改革」
- 財団法人年金総合研究センター (2005年)『年金と経済』Vol. 24 No. 4 (講演「韓国の年金制度の動向」)
- 社団法人中国研究所 (2001年)「中国は大丈夫か? 社会保障制度のゆくえ」中研叢書
- 田多英範編 (2004年)『現代中国の社会保障制度』流通経済大学出版社